

市政PR動画制作等業務委託 仕様書

1. 件名

市政PR動画制作等業務委託

2. 業務の趣旨

(1) 目的

成田市（以下、「本市」という。）が将来都市像として掲げる「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの 生涯を完結できる空の港まち なりた」の魅力を十分に引き出したPR動画を制作し発信することで、市の魅力・価値をPRするとともに、将来的な人口流入や本市に暮らしている市民の定住に繋げることを目的とする。

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

映像作品納品後の1カ月間は、プロモーション期間に充てることとする。

(3) 納品日

①映像作品及び制作過程で作成した資料一式

令和6年2月15日まで

②プロモーション業務報告書

令和6年3月29日まで

3. 業務内容

(1) 動画の企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、BGM、イラスト（絵コンテを含む）等を制作すること。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な撮影を行うこと。なお、撮影に係る肖像権・著作権の処理を行い、制作された動画やこれをもとに編集された動画・画像を受託者が二次利用できるように同意を得ること。また、撮影に係る使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は受託者が負担すること。

(3) 編集

映像の加工・編集、BGM・音声、テロップ挿入等の編集作業を行う。完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示等の機会を設けること。

(4) 動画の内容

①ねらい

本市の行う施策や将来都市像をわかりやすく伝えることで、本市の魅力・価値をPRし、住んでみたい・住み続けたいと感じられること

②ターゲット

20代～40代の若者・子育て世代

③構成

「若者・子育て世代に魅力のあるまち」「空港と共に発展するまち」をテーマに、本市の施策や本市の持つポテンシャルを紹介しつつ、他市町村との差別化を図った印象に残る演出を行うことで、移住・定住意欲を喚起するものとする

④規格・再生時間

- ・アスペクト比は16：9とし、解像度はフルHDとすること
- ・再生時間と制作本数

	再生時間	本数
総合版	3～5分程度	1本
宣伝版	30秒または15秒	総合版を再編集したものを3本以上

※提案内容によっては再生時間の変更も可とする。なお、SNS宣伝用の動画はスマートフォンでの視聴を想定し、字幕・テロップ等を適宜挿入することで、無音でも内容が伝わるものとする。

⑤用途

- ・市公式YouTubeチャンネル「Narita City PV channel」にて配信
- ・市公式SNSアカウント「Facebook、LINE、Instagram」に投稿
- ・デジタルサイネージ「わが街NAVI」に掲載
- ・イベント会場での放映（市主催のイベントなど）
- ・企業の広告媒体での放映 など

⑥その他

- ・令和6年度以降も継続的に使用できる内容のものとする
- ・単調な行政紹介動画にならないよう、視聴者を飽きさせない演出や工夫を盛り込み、話題性のある内容とすること
- ・動画共有サービス等での閲覧により、本市に興味を持てるものとする
- ・ドローン等の最新機器を活用し、見ごたえのある映像とすること
- ・必要に応じて、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト、ナレーション等を挿入すること

(5) プロモーション業務

制作したPR動画について、ターゲット層に広く視聴されるよう情報発信の手法を提案・実施すること。また、その結果を測定・分析し、報告書などにより報告すること。

(6) 納品に関する業務

①映像作品

- ・Blu-ray 1枚

- ・ DVD 1枚
- ・ データ MP4形式
- ②制作過程で作成した資料一式
 - ・ 企画書、絵コンテ、映像素材、写真素材、シナリオ等
- ③プロモーション業務報告書
 - ・ 報告書 5部
 - ・ データ PDF形式

4. 成果品の著作権の帰属

- (1) 本業務において制作された成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利)は、契約期間に関わらず、発注者に帰属する
- (2) 受注者を含む成果品制作の関係者は、成果品について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないこと
- (3) 受注者を含む成果品制作の関係者は、成果品を自己PR、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、発注者の承認を得て使用することができる
- (4) 本業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き発注者に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。また、発注者の許可があれば使用できるようにすること
- (5) 本業務の完了後、発注者は受注者に断りなく、また費用が発生することなく、成果品を業務等に活用できる
- (6) 成果品は動画共有サービス等で公開する。これにあたり受注者は、取材対象者や出演者の肖像権や個人情報、取材対象物の撮影承諾、過去の映像の使用、音楽や映像効果にかかる著作権等、全ての権利関係を、インターネット公開に支障がないよう、できる限り書面で確認し、適切に処理すること。また、発注者がその処理結果が確認できる資料等を求めた場合には、速やかに書面にて提出すること

5. その他

- (1) 本業務遂行のための手続き
関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、本業務遂行にあたり必要となる一切の手続き及び費用負担は原則として受注者が行うこと。ただし、市の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上決定するものとする。
- (2) その他
優れた提案内容を基にして業務を実施していくため、最終的な仕様書は、本業務の受託者と協議して決定するものとする。